

第18号議案参考資料

議案名

桶川市こども医療費支給に関する条例及び桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

埼玉県の子どもの医療費を対象とした県内全域での現物給付の開始に伴い、市独自で未就学児以外の対象者も含めて現物給付を実施するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市こども医療費支給に関する条例の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 現物給付についての定義を規定するとともに、字句の整理を行う。

(第2条関係)

イ 埼玉県内の医療機関等で現物給付を実施できることとする。

(第4条関係)

(2) 桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

ア 現物給付についての定義を規定する。(第2条関係)

イ 埼玉県内の医療機関等で現物給付を実施できることとする。

(第7条関係)

3 施行期日

令和4年10月1日(改正条例第2条の規定は、令和5年1月1日)